

指導者の皆さんへ

中学生・高校生への 自転車教育指導マニュアル

はじめに

自転車は利便性の高い交通手段であり、多くの中学生・高校生が通学や友達との遊び、習い事等に、自転車を利用しています。また、高校生になると、移動手段に二輪車、四輪車が加わってきます。したがって、中学生・高校生の年代は、交通社会の一員として、責任を自覚した行動が求められる入門期でもあります。

一方で、移動範囲の広がりとともに、自転車の交通事故が増加する年代でもあります。近年の年齢層別における事故に遭う頻度(第1、2当事者)をみると、13~18歳が他の世代に比べ、目立って高くなっています。

このマニュアルは、中学生・高校生の自転車による交通事故の減少を目的として作成しました。実際の事故事例などをもとに「生徒自らが考える」ことを主とする指導方法や、自転車に乗る際に守らなければならない交通ルールを紹介しています。将来に渡ってより良い交通社会人となっていただきたいため、交通安全意識の向上や、他の交通参加者への思いやりを身につけていただきたいと考えています。中学校・高等学校の教育現場でご活用いただければ幸いです。

指導案1

「実際にあった事故事例から、日頃の自分の交通行動を振り返る」

P2

下記6つの事故事例から、学級の状況に合わせて1つお選びください。

- 1.交差点での交通事故
- 2.信号無視による交通事故
- 3.逆走(右側通行)による交通事故
- 4.二人乗りによる交通事故
- 5.無灯火による交通事故
- 6.携帯電話使用による交通事故

ワークシート ①~⑥

P3~8

事故事例解説

P9~10

指導案2

「手記を読み、交通事故が及ぼす影響について考える」

P11

交通事故の被害者や加害者の手記が掲載されている文献の中から、
学級の状況に合わせて手記を1つお選びください。

ワークシート

P12

参考資料

自転車について理解しよう

P13

お役立ち指導例

P14



本田技研工業株式会社
安全運転普及本部

指導者用資料

指導案 1

実際にあった事故事例から、日頃の自分の交通行動を振り返る

指導のねらい

実際の事故事例をもとに、日頃の自分の行動を振り返り、「交通ルールを守る」「自転車事故から自分の身を守る」「相手を傷つけない」ことを確認させ、自転車利用者としての責任を理解させる。

事前準備

指導の前に、下記6つの事故事例の中から、学級の状況に合わせて1つ選び、ワークシートをご準備ください。

1.交差点での交通事故 P3 ワークシート①

2.信号無視による交通事故 P4 ワークシート②

3.逆走(右側通行)による交通事故 P5 ワークシート③

4.二人乗りによる交通事故 P6 ワークシート④

5.無灯火による交通事故 P7 ワークシート⑤

6.携帯電話使用による交通事故 P8 ワークシート⑥

指導時間 45分

段階	時間	指導の流れ	学習手順とねらい	指導上の留意点
導入	5分	①学習の目的と内容の説明 (指導者) ②グループ分け(生徒) ③ワークシートの配布(指導者)	●実際の事故事例をもとに、日頃の自分の行動を振り返り、「交通ルールを守る」「自転車事故から自分の身を守る」「相手を傷つけない」ことを確認し、自転車利用者としての責任を理解する。	•5~6人の班(小グループ)で着席させ、自分に置き換えて活発に意見を出し合うように促す。 •ワークシートを配布し、氏名を記入した後、内容を確認させる。
展開	35分	④個人の考え方に基づきグループで話し合い、グループの意見をワークシートに記入 まとめた意見を発表(生徒) 事故事例解説 P9・10 参照 ⑤取り上げた事故事例の解説 (指導者) ⑥自転車の道路交通法上の位置づけ、運転者の責任、交通ルール等を解説 (指導者) 自転車について理解しよう P13 参照 ⑦身近な事例(生徒のヒヤリ体験)と今後の決意をワークシートに記入(生徒) ⑧(3)と(4)の意見を発表 (生徒)	●事故事例から、なぜ事故が起きたのか、原因を考える。 (1)個人ごとに事故事例を聞き、事故が起きた原因、自分も似たような行動をしていないか等、気づいたことや感じたことをワークシートに記入する。 (2)ワークシートをもとに、グループで話し合い、グループで出てきた意見をまとめ、代表者が発表する。 ●事故を防ぐには、交通ルールの遵守が必要なことを確認する。 ●自転車の運転者としての責任を理解し、交通事故が及ぼす影響を考える。 •自転車は車両の仲間であることを確認し、加害者にもなり得ることに気づく。 •事故を起こした場合、運転者としての3つの責任があることを理解する。また、道路交通法違反時の罰則規定や加害事故の際の損害賠償責任などについて習得する。 ●身近で実際に体験したことを思い出し、自分の行動を振り返る。 (3)今までに遭遇した交通事故やヒヤリ体験をワークシートに記入する。 (4)上記を振り返り今後の決意をワークシートに記入する。 ●他の生徒の体験を聞くことで、事故は身近なものであることを理解し、安全意識の向上を図る。 •今後の決意で良かった意見等を全員で共有する。	•自分の考えを自由に記入させる。 •グループ内や発表時に活発な意見交換ができるように誘導する。 •交通ルールには、必ず意味があることを理解させる。 •交通ルールを守って走行する必要があることを理解させる。 •自分が、事故を起こした際のこと、責任の重大性、人間関係への影響等を想像させる。 •学校の周りの危険箇所なども認識させる。 •活発に意見発表ができるよう促す。
まとめ	5分	⑨授業のまとめ(指導者)	●自転車は車両として責任を持った行動が求められるこを理解し、危険な運転が及ぼす影響を考える。	•日頃の自分の運転を振り返らせ、事故が起きた場合に、多方面に影響があることを周知する。

※このページで紹介している指導の流れは、あくまで一例ですので、

皆様による独自の工夫を加えていただければ幸いです。



事故事例

1

グループ

氏名

交差点での交通事故

Aさんが自転車で、見通しの悪い一時停止標識のある道路から飛び出し、交差点に進入。クルマと出会い頭に衝突した。



(1) 上記の事故事例を読んで、気づいたことや感じたことを記入しましょう。

なぜ事故が起きたのか？

事故を起こす直前の自転車利用者はどのような心理状態だったか？

事故が起きるとどんな影響があるか？

(2) 上記に記入した内容をグループで話し合い、話し合った内容をまとめましょう。

なぜ事故が起きたのか？

事故を起こす直前の自転車利用者はどのような心理状態だったか？

事故が起きるとどんな影響があるか？

(3) 自分がこれまでに遭遇した交通事故やヒヤリとした体験を記入しましょう。

(4) 今後は、どんな点に気をつけて自転車を利用しますか？ 今後の決意を記入しましょう。

事故事例

2

グループ

氏名

信号無視による交通事故

男子高校生が朝、赤信号で交差点の横断歩道を進行したところ、男性のバイクと衝突。バイクの男性は13日後に亡くなった。



男子高校生に
4032万円の
賠償命令！

(1) 上記の事故事例を読んで、気づいたことや感じたことを記入しましょう。

なぜ事故が起きたのか？

事故を起こす直前の自転車利用者はどのような心理状態だったか？

事故が起きるとどんな影響があるか？

(2) 上記に記入した内容をグループで話し合い、話し合った内容をまとめましょう。

なぜ事故が起きたのか？

事故を起こす直前の自転車利用者はどのような心理状態だったか？

事故が起きるとどんな影響があるか？

(3) 自分がこれまでに遭遇した交通事故やヒヤリとした体験を記入しましょう。

(4) 今後は、どんな点に気をつけて自転車を利用しますか？ 今後の決意を記入しましょう。

事故事例

3

グループ

氏名

逆走(右側通行)による交通事故

女子高校生が、道路の右側を走行中に対向してきた主婦の自転車と接触し、主婦は転倒による打撲のため後日亡くなった。



女子高校生に
2650万円の
賠償命令！

(1) 上記の事故事例を読んで、気づいたことや感じたことを記入しましょう。

なぜ事故が起きたのか？

事故を起こす直前の自転車利用者はどのような心理状態だったか？

事故が起きるとどんな影響があるか？

(2) 上記に記入した内容をグループで話し合い、話し合った内容をまとめましょう。

なぜ事故が起きたのか？

事故を起こす直前の自転車利用者はどのような心理状態だったか？

事故が起きるとどんな影響があるか？

(3) 自分がこれまでに遭遇した交通事故やヒヤリとした体験を記入しましょう。

（記入欄）

(4) 今後は、どんな点に気をつけて自転車を利用しますか？ 今後の決意を記入しましょう。

（記入欄）

事故事例

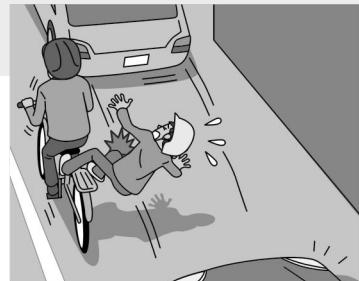
4

グループ

氏名

二人乗りによる交通事故

BさんとCさんが自転車で二人乗りをしていたところ、
後部荷台に足を開き気味にして乗っていたCさんが、クルマと接触し転倒。
後続のクルマにひかれて亡くなった。



(1) 上記の事故事例を読んで、気づいたことや感じたことを記入しましょう。

なぜ事故が起きたのか？

事故を起こす直前の自転車利用者はどのような心理状態だったか？

事故が起きるとどんな影響があるか？

(2) 上記に記入した内容をグループで話し合い、話し合った内容をまとめましょう。

なぜ事故が起きたのか？

事故を起こす直前の自転車利用者はどのような心理状態だったか？

事故が起きるとどんな影響があるか？

(3) 自分がこれまでに遭遇した交通事故やヒヤリとした体験を記入しましょう。

(4) 今後は、どんな点に気をつけて自転車を利用しますか？ 今後の決意を記入しましょう。

事故事例

5

グループ

氏名

無灯火による交通事故

夜間、路側帯を歩行していた女性（75歳）が電柱を避けて車道に出た時、反対側から無灯火で自転車を運転してきた男子中学生（14歳）と衝突。女性には障がいが残った。



(1) 上記の事故事例を読んで、気づいたことや感じたことを記入しましょう。

なぜ事故が起きたのか？

事故を起こす直前の自転車利用者はどのような心理状態だったか？

事故が起きるとどんな影響があるか？

(2) 上記に記入した内容をグループで話し合い、話し合った内容をまとめましょう。

なぜ事故が起きたのか？

事故を起こす直前の自転車利用者はどのような心理状態だったか？

事故が起きるとどんな影響があるか？

(3) 自分がこれまでに遭遇した交通事故やヒヤリとした体験を記入しましょう。

(4) 今後は、どんな点に気をつけて自転車を利用しますか？ 今後の決意を記入しましょう。

事故事例

6

グループ

氏名

携帯電話使用による交通事故

女子高校生（17歳）が夜間、携帯電話を操作しながら無灯火の自転車で走行中、前方を歩行中の女性看護師（57歳）と衝突。看護師には重大な障害が残った。



女子高校生に
5000万円の
賠償命令！

(1) 上記の事故事例を読んで、気づいたことや感じたことを記入しましょう。

なぜ事故が起きたのか？

事故を起こす直前の自転車利用者はどのような心理状態だったか？

事故が起きるとどんな影響があるか？

(2) 上記に記入した内容をグループで話し合い、話し合った内容をまとめましょう。

なぜ事故が起きたのか？

事故を起こす直前の自転車利用者はどのような心理状態だったか？

事故が起きるとどんな影響があるか？

(3) 自分がこれまでに遭遇した交通事故やヒヤリとした体験を記入しましょう。

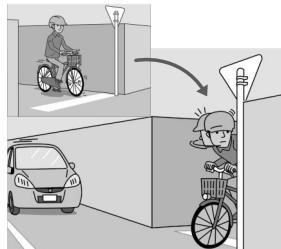
(4) 今後は、どんな点に気をつけて自転車を利用しますか？ 今後の決意を記入しましょう。

事故事例解説

ここでは、各事故事例をもとに、事故を防ぐためのポイントを紹介しています。
生徒たちの話し合いをもとに、「なぜ事故が起きたのか」「事故が起きたらどんな影響があるか」「事故を防ぐためにはどう行動すればよいのか」を伝えて事故防止にお役立てください。

事例1

Aさんが自転車で、見通しの悪い一時停止標識のある道路から飛び出し、交差点に進入。クルマと出会い頭に衝突した。



停止線の手前で一度止まり、見通しが悪ければ、少し前に出て左右の安全確認を行う

正しい安全行動 交差点では、「止まって観る」

解説>>>

交差点は、交通事故の多発地点。自転車事故の約7割が交差点で発生しています。周囲の安全確認が大切です。安全確認は、ただ「見る」のではなく、危険が潜んでいないか「観る（観察する）」必要があります。

その際、動きながらよりも、止まって安全確認をした方が見落としが少くなります。一時停止標識のある交差点はもちろん、見通しの悪い交差点でも止まって安全確認を行いましょう。

また、停止線を越えて停止すると、曲がってくるクルマと接触する危険もあります。必ず、停止線の手前で止まる必要があります。

◎道路交通法43条抜粋

自転車は、一時停止の標識がある交差点では、その交差点の（停止線の）直前で一時停止し、交差車両等の通行を妨げないようにしなければならない



▶罰則

3ヵ月以下の懲役又は5万円以下の罰金、過失10万円以下の罰金

事例2

男子高校生が朝、赤信号で交差点の横断歩道を進行したところ、男性のバイクと衝突。バイクの男性は13日後に亡くなった。



正しい安全行動 信号を守る

解説>>>

信号の指示を守らずに交通事故に遭い死傷してしまった自転車利用者は、近年、約4000人（年間）となっています。信号機のある交差点では、前方の車両用の信号機の指示に従わなければなりません。しっかり守りましょう。

また、「歩行者・自転車専用」と表示されている信号機がある場合や歩行者のいない横断歩道を進行する場合は、歩行者用の信号機に従わなければなりません。「歩行者・自転車専用」の信号機では、青色の灯火が点滅の場合、自転車は横断を開始してはいけませんので、注意しましょう。

◎道路交通法7条

道路を通行する歩行者または車両等は、信号機の表示する信号または警察官等の手信号等に従わなければならない。

▶罰則

○運転者：3ヵ月以下の懲役又は5万円以下の罰金、過失10万円以下の罰金

○歩行者：2万円以下の罰金または料料

◎道路交通法施行令2条第5項抜粋

「歩行者・自転車専用信号機」があるときは、自転車は、その信号に従って通行しなければならない。

▶罰則

3ヵ月以下の懲役又は5万円以下の罰金、過失10万円以下の罰金

事例3

女子高校生が、道路の右側を走行中に対向してきた主婦の自転車と接触し、主婦は転倒による打撲のため後日亡くなった。



正しい安全行動 車道は、左側通行

解説>>>

①原則、車道を通行する。

○道路交通法17条 ▶罰則 3ヵ月以下の懲役又は5万円以下の罰金

②車道では道路の左端を通行する。

○道路交通法17・18条 ▶罰則 3ヵ月以下の懲役又は5万円以下の罰金

③歩行者の通行を妨げない速度で路側帯を通行できる。

○道路交通法17条 ▶罰則：2万円以下の罰金又は料料

④自転車道があれば、そこを通行する。

標識等で認められた歩道は通行できる。

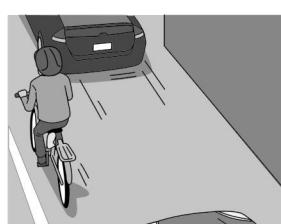
歩道に、通行指定部分がある場合はそこを通行する。指定がない場合は、車道寄りを通行する。

歩道では徐行。歩行者の通行を妨げる場合は、一時停止する。

○道路交通法63条 ▶罰則 2万円以下の罰金又は料料

事例4

BさんとCさんが自転車で二人乗りをしていたところ、後部荷台に足を開き気味にして乗っていたCさんがクルマと接触し転倒。後続のクルマにひかれて亡くなった。



正しい安全行動 二人乗りは禁止

解説>>>

自転車の二人乗りは、原則として禁止されています。ただし、都道府県公安委員会規則に基づき、大人が幼児用の座席に6歳未満のこどもを乗せる等の場合を除きます。

二人乗りの場合、後ろの人の体重分後ろへ重さがかかるので、前輪の路面への接地圧が低くなり、ハンドルの操作が非常に不安定になります。さらに、車体の傾きのバランスをとることもむずかしくなり、万一の時の操作に影響が出て、大変危険です。

◎道路交通法57条

都道府県公安委員会が定める乗車制限に反して乗車させ、自転車を運転してはならない。

▶罰則 2万円以下の罰金又は料料



本田技研工業株式会社
安全運転普及本部

事例5

夜間、路側帯を歩行していた女性（75歳）が電柱を避けて車道に出た時、反対側から無灯火で自転車を運転してきた男子中学生（14歳）と衝突。女性には障がいが残った。



正しい安全行動 ▶ 夜間はライトを点灯

解説>>>

自転車のライトは、運転者が夜間前方に何があるのかを確認するためだけでなく、自分の存在を相手に知らせる役目があります。危険防止のために、必ずライトを点灯しましょう。

夜間は、反射材や目立つ色の服装も効果的です。

●事故の加害者となったら、被害者を見舞い、誠実に謝罪することが大切です。

この事故の損害賠償額
・携帯電話の利用料金約358年分（1ヶ月7000円の場合）
3000万円ってどのくらいの金額？
・時給850円で1日8時間働いたとして、約4412日働くことに（無休で約12年間）

事例6

女子高校生（17歳）が夜間、携帯電話を操作しながら無灯火の自転車で走行中、前方を歩行中の女性看護師（57歳）と衝突。看護師には重大な障がいが残った。



正しい安全行動 ▶ 運転中は、携帯電話等の片手運転をしない

解説>>>

会話やメールなど他のことに集中していると、危険の認知に遅れが生じ、事故につながってしまう可能性が増大します。携帯電話を使用するなどの片手運転では、ブレーキやハンドルを確実に操作することができません。万一の時に、衝突を回避することができない場合があり、大変危険です。傘さし、犬のリードを持つなどの片手運転もやめましょう。

他にも、高校生に高額の賠償責任が問われた、下記のような事例があります。

下記の事例をもとに小グループで話し合うこともできます。

事例7 歩道走行中の交通事故

男子高校生（17歳）の乗った自転車が、地下鉄駅付近の通行者が多い歩道を走行中、反対側から歩いてくる女性とすれ違った際、自転車のハンドルが女性のショルダーバックの肩ひものに引っかかり、女性が転倒して負傷した。



損害賠償額
1743万5000円

事例8 スピードのだしすぎによる交通事故

男子高校生（17歳）が、登校時猛スピードで下り坂を走行中に高齢者と接触し、高齢者は転倒して亡くなった。



損害賠償額
1054万円

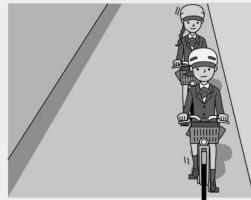
その他、下記のような交通ルールについて話し合うことも、事故防止につながります。

●並進の禁止

◎道路交通法19条

自転車など軽車両は、他の軽車両と並進してはならない。

▶罰則 2万円以下の罰金又は料料



●歩道は歩行者を優先し、徐行する (前を歩く歩行者が邪魔なのでベルを鳴らすのは違反です)

◎道路交通法63条抜粋

▶罰則 2万円以下の罰金又は料料



身近な事例をもとに話し合いをすすめることも効果的です。

●生徒が起こしてしまった交通事故や、ヒヤリ・ハット体験をもとに話し合う

●地域の危険箇所の写真をもとに話し合う

※過失…意図的に違反するのではなく、見落としなど注意を怠ったことによって違反した場合。

※料料…1000円以上、1万円未満の金額の支払いを強制する刑罰。



指導者用資料

指導案 **2**

手記を読み、交通事故が及ぼす影響について考える

指導のねらい

交通事故被害者の声などをもとに、事故が及ぼす影響の重大さを考え、日常の自転車運転や交通事故の重大さを気づかせる。

事前準備

交通事故の被害者や加害者の手記が掲載された文章があります。

事前に下記の参考文献をお手元に取り寄せ、学級の状況に合わせて手記を1つ選び、交通事故の影響について考える指導にお役立てください。

■『贖いの日々』 交通刑務所服役者の反省と悔悟に満ちた手記。

発行:(財)東京交通安全協会 安全対策課 TEL:03-3592-1246

■『もう一度会いたい(遺族の手記)』 被害者遺族の手記。

発行:(公社)被害者支援都民センター TEL:03-5287-3338

■『交通安全ファミリー作文コンクール』

主催:内閣府、(社)日本交通福祉協会、(社)全国交通安全母の会連合会、

(財)全日本交通安全協会、(公財)三井住友海上福祉財団、(財)日本交通安全教育普及協会

▲上記作文の最優秀作品は、下記HPから閲覧することができます。

内閣府 交通安全対策ホームページ交通安全ファミリー作文コンクール <http://www8.cao.go.jp/koutou/keihatsu/index-ke.html#k-04>

指導時間 **45分**

段階	時間	指導の流れ	学習手順とねらい	指導上の留意点
導入	5分	①学習の目的と内容の説明 (指導者) ②グループ分け(生徒) ③ワークシートと手記の配布 (指導者)	●交通事故被害者の声などをもとに、交通事故が及ぼす影響を考え、日常の自転車運転や交通事故の重大さについて考える。 	•5~6人の班(小グループ)で着席させ、自分に置き換え、活発に意見を出し合うように促す。 •ワークシートを配布し、氏名を記入して、内容を確認させる。
展開	35分	④選んだ手記を生徒に紹介(または配布)(指導者) ⑤手記の感想をワークシートに記入し、グループで話し合い、まとめた意見を発表(生徒) ⑥交通事故が及ぼす影響について振り返る(指導者)	●手記を聞き(読み)、交通事故が及ぼす影響について考える。 ●交通事故が及ぼす影響について考え、安全運転の重要性を理解する。 (1)個人ごとに事故が及ぼす影響を考え、当事者としての思いをワークシートにまとめる。 (2)ワークシートをもとにグループで話し合い、グループで出てきた意見をまとめて代表者が発表する。 ●自転車事故を含む交通事故が及ぼす影響を考える。 •被害者、加害者のいずれの場合でも、自分の人生に大きな影響を与えること(進学・就職・結婚)。 •その家族や親類、友人等との人間関係にも影響を与えること(孤立・孤独・疎遠)。 ●身近で実際に体験したことを思い出し、自分の行動を振り返る。 (3)今までに遭遇した交通事故やヒヤリ体験をワークシートに記入する。 (4)上記を振り返り今後の決意をワークシートに記入する。 ●他の生徒の体験を聞くことで、事故は身近なものであることを理解し、安全意識の向上を図る。 •今後の決意で良かった意見等を全員で共有する。	•被害者の立場、加害者の立場に立って考えさせる。 •グループ内や発表時に活発な意見交換ができるように誘導する。 •事故を起こさないためには、交通ルールの遵守等、ゆずり合いや思いやりの心が必要であることを理解させる。 •年代に応じて影響度に強弱をつける •活発に意見発表ができるよう促す。
まとめ	5分	⑨授業のまとめ(指導者)	●ハンドルを握った瞬間に、運転は自己責任が原則でありその責任を自覚することが大切なことを理解する。	•日頃の自分の運転の問題点を反省させ、交通ルール遵守を啓蒙する。

*このページで紹介している指導の流れは、あくまで一例ですので、皆様による独自の工夫を加えていただければ幸いです。





グループ

氏名

(1)紹介された文章から、あなたはどんなことを感じましたか?感想を自由に記入しましょう。

(被害者や加害者の立場になって、交通事故が及ぼす影響について考えてみましょう。)

(2) 上記に記入した内容をグループで話し合い、話し合った内容をまとめましょう。

話し合いのまとめ

(3)自分がこれまでに遭遇した交通事故やヒヤリとした体験を記入しましょう。

(4) 今後は、どんな点に気をつけて交通安全に取り組みますか？ 今後の決意を記入しましょう。

参考資料

自転車について理解しよう

自転車の道路交通法上の位置づけや、運転者の責任、交通ルールを正しく理解することが事故防止につながります。
下記の解説を参考にして、指導にお役立てください。

1 自転車は歩行者の仲間？ クルマやバイクの仲間？

自転車は、道路交通法上は、「軽車両」と位置づけられており、四輪車、二輪車と同じクルマやバイクの仲間です。したがって自転車は、四輪車や二輪車と同じように安全運転の義務があります。

◎道路交通法70条抜粋

自転車の運転者は、その自転車のハンドル、ブレーキその他の装置を確実に操作し、かつ、道路、交通、その自転車の状況に応じ、他人に危害を及ぼさないような速度と方法で運転しなければならない。

2 被害者になるだけでなく、加害者にもなる。そして及ぼす影響も大きい

自転車に乗る際に、交通ルールを守らなかったり、危険な走行で事故を起こした場合、加害者（第1当事者）として、四輪車や二輪車の運転者と同じように、厳しく責任が問われることになります。また、加害事故を起こした場合は、多額の損害賠償金が請求されたり、被害者の家族や友人、自分の家族や友人が悲しんだり、苦しんだりします。自分だけの問題でなく、多方面に影響が及ぶこともあります。

①**刑事上の責任**—14歳以上であれば、少年法に基づいて刑事責任が問われます（刑罰には、懲役、禁固、罰金、科料があります）。

②**民事上の責任**—加害者は、被害者に対して損害賠償の責任を負います（自分側に過失があり、人にけがをさせたり、死亡させたり、物を壊した場合に、金銭上の責任を問われます）。

③**道義的な責任**—被害者を見舞い、誠実に謝罪する責任があります。

3 守るべき交通ルールがあります

信号に従う

◎道路交通法7条

▶罰則…3カ月以下の懲役又は5万円以下の罰金
過失10万円以下の罰金



一時停止標識を守る

◎道路交通法43条

▶罰則…3カ月以下の懲役又は5万円以下の罰金
過失10万円以下の罰金

夜間はライトをつける

◎道路交通法52条

▶罰則…5万円以下の罰金、過失同じ

二人乗りはしない

◎道路交通法57条

▶罰則…2万円以下の罰金

横に並んで走行しない（並進の禁止）

◎道路交通法19条

▶罰則…2万円以下の罰金又は料料

安全運転の義務を果たす

（状況に応じた運転、安全な速度と方法で運転をする）

◎道路交通法70条

▶罰則…3カ月以下の懲役又は5万円以下の罰金
過失10万円以下の罰金

携帯電話の操作や傘をさしての片手運転はしない

◎道路交通法第71条

▶罰則…3カ月以下の懲役又は5万円以下の罰金
過失10万円以下の罰金

車道を通行するのが原則

◎道路交通法17条

▶罰則…3カ月以下の懲役又は5万円以下の罰金

車道は左側端を通行する

◎道路交通法17条・18条

▶罰則…3カ月以下の懲役又は5万円以下の罰金

下記の場合は歩道通行可

①標識等で通行可とされている場合

②13歳未満のこどもや70歳以上の方、

身体の不自由な方の場合



③安全上やむを得ない場合

歩道は歩行者を優先し、徐行する

①通行指定部分があれば、その部分を徐行

②指定がない場合は、車道寄りを徐行

③歩行者の通行を妨げる場合は、一時停止

自転車は車両なので、歩行者保護の義務がある
歩行者にベルを鳴らすことも禁止



自転車横断帯を利用する

◎道路交通法63条

▶罰則…（警察官等の指示にそむいたもの）

2万円以下の罰金又は料料

※自転車横断帯がなく、横断歩道がある場合、歩行者がいなければ自転車に乗ったまま横断できる。歩行者がいる場合は、降りて押して横断。（『交通の教則』参照）

自転車の飲酒運転は禁止

◎道路交通法65条

▶罰則…5年以下の懲役又は100万円以下の罰金

道路交通法以外に、ヘッドホンを使用しながらの運転等、都道府県公安委員会規則による禁止事項があります。



参考資料

お役立ち 指導例

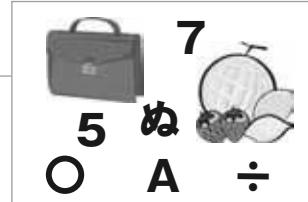
危険行動に対する注意だけでは、中学生・高校生の行動変容にまで結びつかないこともあります。下記の実験を指導に取り入れ、交通安全意識を高める指導にお役立てください。

実験1 観る(観察する)実験 安全確認の重要性を確認する

実験方法

実験①

数字や絵などたくさんのが描かれているイラスト(別紙1)を1秒間見せ、何が描いてあったのかを当てさせる。



※短時間見るだけでは、正確に何が描かれていたのか、すべての情報を取り入れることが難しくなります。

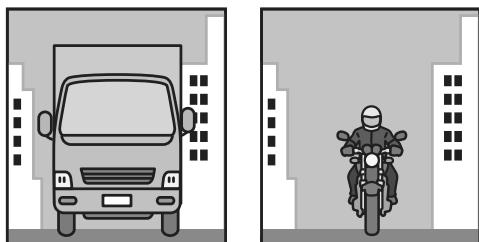
実験②

ミニカーのおもちゃに数字を貼り、勢いよく走らせ、書いてある数字を当てさせる。(動画イラストでも可)
※動いているものを見ると、見落としが生じてしまいます。

止まっているものを止まった状態で見る静止視力に比べ、動いているものを見る動体視力は、個人差がありますが一般的に静止視力よりも低下すると言われています。ましてや動きながら動くものを見るのは、さらに低下し、正確な情報入手が困難になります。
したがって、見通しの悪い交差点などでは、自分がしっかり停止して、安全確認を十分にする必要があります。
また、たくさんのものを確認しなければいけない交差点などでは、見落としを防ぐために、注意深く観る(観察する)ことが大切です。

実験2 目の錯覚実験

錯覚イラスト等を用意して、目の錯覚が起こる危険性を説明する



左のイラスト(別紙2)では、バイクは車体が小さいので遠くに見えますが、実際にはトラックと同じ位置にいます。

このように、実際の道路でも、同じ場所にあっても車体の小さいものを遠くに感じてしまったり、同じ速度でも車体の小さいものの方が遅く感じてしまうことがあります。

点検

自転車の点検 「ブタはしゃべる」を確認する



ブレーキ

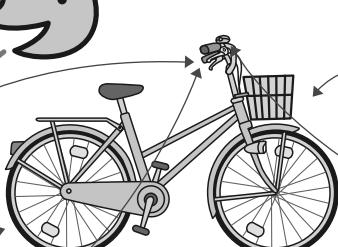
前輪と後輪のブレーキはよくきくか

タイヤ

空気は十分か
すり減っていないか

ハンドル

前輪と垂直か
サドルとの高さの差は5~10cmか



シャタイ(車体)

前照灯は点灯するか
反射材は割れていないか
反射材は後方、側方から見えるか

ベル(警音器)

しっかりと音が鳴るか



本田技研工業株式会社
安全運転普及本部

Hondaはすべての人の
交通安全を願い活動しています。
～Safety for Everyone～



7



5

ぬ

○

A

÷

別紙 2

